

にかほ市移住定住促進住宅入居者募集要項

【目的】

本市の最大の課題である少子高齢化・人口減少への対策として、移住定住の促進による都市部からの人口流入を図ることを目的に、移住者の移住初期における住宅確保に対する取り組みを進めるため、公営住宅松ヶ丘団地の5・6・7年棟の5戸を移住定住促進用として募集を行います。

【募集住宅概要】

建設年度：平成5年～7年度

番号	団地名 所 在	設 備	タイプ 戸数	住戸 番号	階	間取り等
1	市営住宅松ヶ丘 5年棟 象潟町関字建石 45-310	トイレ 下水道	集合 1戸	201	2 階	76 m ² 2LDK
		ガス 都市ガス				
		エレベーター 無				
		駐車場 有				
2	市営住宅松ヶ丘 6年棟 象潟町関字建石 45-311	トイレ 下水道	集合 2戸	202	2 階	76 m ² 2LDK
		ガス 都市ガス				
		エレベーター 無		204	2 階	
		駐車場 有				
3	市営住宅松ヶ丘 7年棟 象潟町関字建石 45-316	トイレ 下水道	集合 2戸	204	2 階	77 m ² 2LDK
		ガス 都市ガス				
		エレベーター 無		303	3 階	
		駐車場 有				

*全住戸ペット飼育はできません。

*住宅は店舗、集会所としての利用は出来ません。

*入居できる期間 原則として1年間。状況により最長3年間まで延長可能。

(入居している間で、本制度利用後の住居を探していただくことになります。)

【使用料金等（月額）】市営住宅条例第14条で算出した収入分位の第1分位。

番 号	団地名	共益費	駐車場 使用料	住 戸 番 号	使用料
1	松ヶ丘5年棟	別途徴収 (自治会等直接)	2,000 円	201	21,600 円
2	松ヶ丘6年棟	別途徴収 (自治会等直接)	2,000 円	202 204	21,900 円
3	松ヶ丘7年棟	別途徴収 (自治会等直接)	2,000 円	204 303	22,000 円

*更新の場合、次年度に算出した収入分位の第1分位を使用料とする。

【申込方法】

1. 市商工政策課ふるさと創造班に電話等で申込してください。電話で聞き取り調査を行い、要件を満たす場合、住宅を予約します。
2. 入居申込書一式を記入したのち、必要書類を添付し、2週間以内に市商工政策課ふるさと創造班窓口にご郵送（又は持参して）ください。2週間経過しても書類の提出が無い場合は辞退したものとみなします。
3. 入居申込みに必要な書類は、別紙「移住定住促進住宅入居申込みに必要な書類」をご確認ください。
4. 入居申込みは、1世帯につき1住宅に限ります。
5. 募集住宅への申込み状況については、市商工政策課ふるさと創造班へお問い合わせください。
6. 入居申込書類提出から2～3週間で審査結果をお知らせします。

【入居資格】

1. 現在、県外に3年以上の期間継続してお住いの方で、本市へ移住を希望する。
(原則として、にかほ市内に家族(二親等以内)がお住まいの方及び家族(二親等以内)・本人所有の持ち家がある方は申込できません。(当該住居に住むことが難しい等の事情がある場合は、個別にご相談ください。))
2. 本制度利用後も1年以上にわたって居住する意思を持って、市内に住民登録し、かつ、市内に生活の本拠をおくことが可能な方。
3. 市商工政策課ふるさと創造班に電話で申込後、2ヶ月以内に移住できる方。
4. 住宅及びその敷地内の維持管理(以下の事例等)を適切に行える方。
 - ① 住宅及びこれに付属する備品等を、器物破損等なく使用できる方
 - ② ゴミの分別及びゴミ出しルールを守れる方
 - ③ 敷地内の草刈り等の環境美化に努められる方
 - ④ 自治会等活動へ協力できる方(回覧板での周知への協力等)
5. 税金及び地方公共団体が決定する料金の滞納がないこと。
 - ① 分納中の方は申し込みできません。同居予定者も含みます。
 - ② 地方公共団体が決定する料金は、ガス及び上下水道料金、国民健康保険料、公営住宅料金等です。
6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない方。
7. 以下に該当する方は対象外です。(原則申し込みは出来ませんので、個別にご相談ください。空家バンク等をご紹介します。)
 - ① 公務員
 - ② 転勤による転入者
 - ③ 勤務先に社員寮等がある方

【入居について】

1. 許可書及び使用料の納付書を郵送しますので、鍵の受取りまでに納付ください。
2. 鍵の受取りは、希望日を調整のうえ、市役所の閉庁日を除く9時から16時の間で対応いたします。
3. 入居後、14日以内に新しい住所地の住民票（世帯全員）を市商工政策課ふるさと創造班へご提出ください。

【駐車場について】

1. 1世帯2区画使用することができます。（2区画以上必要な方は、ご相談ください。）
2. 駐車スペースに限りがあるため、車体の大きさに制限（長さ5.0m、幅2.5m以内）があります。
3. 駐車場を使用するときは、別途申請が必要ですのでご相談ください。

【入居にあたっての注意事項】

1. エアコン等の家電設備、カーテンはありません。入居者の方がご準備ください。
2. 入居相談（申込）の段階で、住居を予約いたしますので、辞退することのないよう、十分ご検討のうえお申込みください。
3. 松ヶ丘地区に自治会等が組織されております。入居後は加入いただき、近隣住民と円滑にコミュニケーションし、明るく住みよい団地生活を送っていただこうお願いします。また、市営住宅の門灯費を直接自治会等に負担することになります。
4. 事件・事故等の非常時に備え、緊急連絡先を決めていただきます。必ず連絡が取れる方を決め、その方の了解を得てから申込ください。
5. 入居期間中に同居家族の増減がある場合は、事前に市商工政策課ふるさと創造班まで届け出してください。

【退去等について】

1. 退去する際は、鍵を返却してください。
2. 入居者とにかく市で日程を調整のうえ退去時検査を行います。
3. 入居者には、退去時に職員立会いの下で合意した修繕を行っていただきます。
4. 使用料の未納が3ヶ月分相当額になった場合、退去していただきます。

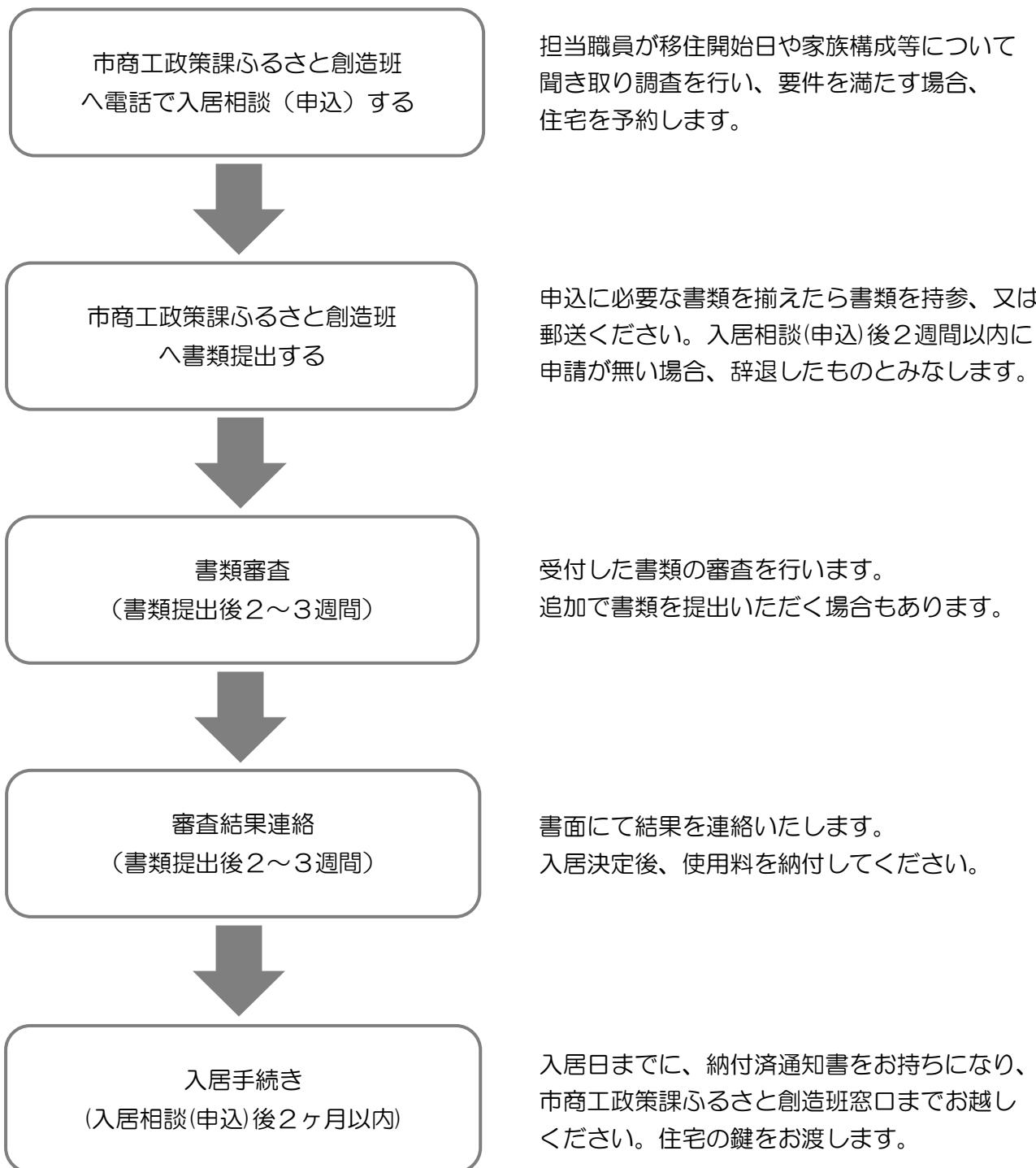
【問い合わせ先】

①入退去の受付等及び納付に関する
にかほ市役所 象潟庁舎
商工観光部 商工政策課 ふるさと創造班
TEL : 0184-43-7600
Mail : shoukou@city.nikaho.lg.jp

②施設等修繕及び退去修繕に関する
にかほ市役所 金浦庁舎
建設部 建設課 建設管理班
TEL : 0184-38-4307
Mail : kanri@city.nikaho.lg.jp

【参考】

入居申込みから入居までのスケジュール



*書類提出後、審査等に2～3週間程かかりますので、使用開始日は無理のない日程で記入してください。

*原則として、使用開始日から入居となりますので、ガス及び上下水道、電気等の名義変更も同日からお願ひいたします。

*内覧される方は、市商工政策課ふるさと創造班へ申し込みください。

*入居後、14日以内に新しい住所地の住民票（世帯全員）を市商工政策課ふるさと創造班へ提出ください。